

他市町村における、有料化時の共同住宅居住者への排出ルールの周知内容

市	有料化実施時期	ごみ分けガイド	有料化チラシ等	報道機関・広報誌によるPR	共同住宅対策		
					有料化前	有料化後	
政令指定都市	仙台	H20.10～	作成・全戸配布	作成	実施	<ul style="list-style-type: none"> 不動産関係団体や管理会社等を通じて、居住者にごみの分け方に関するチラシ等を配布 	<ul style="list-style-type: none"> 市外からの転入時に、管理会社、あっせん・仲介業者から入居者に対して、ごみ分けガイド等を配布 有料化実施後2週間にわたり、職員と町内会等で早朝啓発を実施 早朝啓発の中で排出ルールが守られていないSTを把握し(ほとんどが共同住宅がらみ)、このようなST利用者(共同住宅居住者)に、職員がごみの分け方に関するチラシを配布したり、個別に訪問したり、STにポスター等を掲示して、排出ルールを周知
	新潟	H20.6～	作成・全戸配布	作成	実施	<ul style="list-style-type: none"> 管理会社等を通じて、居住者にごみの分け方に関するチラシ等を配布 大学や専門学校等において、有料化の説明会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 排出状況が特に悪い場合には、写真を撮って、管理会社に対し居住者への排出ルールの周知を依頼
	京都	H18.10～	作成・全戸配布	作成	実施	<ul style="list-style-type: none"> 不動産関係団体や管理会社、大学等を通じて、居住者にごみの分け方に関するチラシ等を配布 	<ul style="list-style-type: none"> 排出状況が極めて悪い場合には、管理会社を通じて居住者にごみの分け方に関するチラシ等のポスティングを実施
	北九州	H10.7～ (H18.7制度変更)	作成・全戸配布	作成	実施	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 市外からの転入時に、管理会社、あっせん・仲介業者から入居者に対して、ごみ分けガイド等を配布 排出状況が極めて悪い場合には、管理会社を通じて居住者にごみの分け方に関するチラシ等のポスティングを実施 早朝啓発の実施
道内近隣都市	北広島	H20.10～	作成・全戸配布	作成	実施	<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅所有者や管理会社に対し、説明会(有料化PR・専用ST設置の必要性)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> H21.4からごみステーションの管理指導業務をシルバー人材センターに委託した。今後、業務の一環として、共同住宅管理会社等から居住者への排出指導を依頼予定
	小樽	H17.4～	作成・全戸配布		実施	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし(問題点も特になし)
	江別	H16.10～	作成・全戸配布	作成	実施	<ul style="list-style-type: none"> 特になし(共同住宅の専用STの有無に関する調査を実施し、専用STがない場合には、共同住宅所有者に専用STの設置を依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> 大学の学務課や大学生協等に、ごみの分け方に関するチラシの配架・配布を依頼 H17.2に全共同住宅の全戸に、引越しごみの適正排出に関するチラシを配布